

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和8年厚生労働省告示第40号をもって改正され、令和8年2月20日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 0 2 1	3, 5 3 9	2, 0 0 3	2 8	1 2, 5 9 1

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エレビジス点滴静注

- ① 本製品の警告において、「関連学会の定める適正使用指針を遵守し、デュシェンヌ型筋ジストロフィーに関する十分な知識及び経験を有する医師が、本品の臨床試験成績及び有害事象等の知識を十分に習得した上で、デュシェンヌ型筋ジストロフィーの治療に係る体制が整った医療機関において、本品が適切と判断される症例についてのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、日本小児神経学会の「Elevidys（エレビジス） 適正使用指針」を遵守すること。
- ② 本製品の効能、効果又は性能において、「ただし、以下のいずれも満たす場合に限る 抗 AAVrh74 抗体が陰性の患者、歩行可能な患者、3 歳以上 8 歳未満の患者」及び効能、効果又は性能に関連する注意において、「承認された体外診断用医薬品又は医療機器を用いた検査により抗 AAVrh74 抗体が陰性であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、以下を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ・ 抗 AAVrh74 抗体が陰性であることを確認した検査の実施年月日
 - ・ 歩行の可否
 - ・ 本製品の投与日における年齢